

名古屋市立楠西幼稚園 重要事項説明書

第1 施設運営主体

| | |
|-------|--------------------|
| 名 称 | 名古屋市教育委員会 |
| 所在地 | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 |
| 電話番号 | 052-961-1111 |
| 代表者氏名 | 名古屋市教育委員会教育長 杉浦 弘昌 |

第2 利用施設

| | |
|---------------|---|
| 施設の種 類 | 幼稚園 |
| 施設の名称 | 名古屋市立楠西幼稚園 |
| 施設の所在地 | 名古屋市北区会所町82番地の1 |
| 連絡先 | 電 話 052-902-2250 FAX 052-902-6849 |
| 管 理 者 | 園長 竹内 知矢子 |
| 開設年月日 | 昭和49年4月1日 |
| 開設時間 | 8:45~14:00 (預かり保育を実施する日は17:00) |
| 対象児童 | 3歳児から小学校就学の始期に達するまでの幼児 |
| 令和8年度 利用定員 | 3歳児(令和 4年4月2日~令和 5年4月1日生まれ) 25人 4歳児(令和 3年4月2日~令和 4年4月1日生まれ) 30人 5歳児(令和 2年4月2日~令和 3年4月1日生まれ) 30人 |

第3 施設の目的・運営方針

名古屋市立楠西幼稚園（以下、「本園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とします。

本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令を遵守して運営します。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|----|------|-----------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 2,117 m ² |
| | 園庭 | 1,200 m ² |
| 園舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| | 延べ面積 | 626.90 m ² |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | 備考 |
|-----|-----|---|
| 保育室 | 4室 | もも組（3歳児クラス）、き組（4歳児クラス）、あお組（5歳児クラス）、預かり保育の部屋 |
| 遊戯室 | 1室 | |
| 職員室 | 1室 | ※保健室と兼用 |
| 応接室 | 1室 | |
| 湯沸室 | 1室 | |

第5 職員の配置状況

本園では、「幼稚園設置基準（昭和31年12月13日文部省令第32号）」の定める基準を遵守し、教育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|--------|----|----|-----|----|
| 園長 | 1 | 1 | — | |
| 教諭（主任） | 1 | 1 | — | |
| 教諭 | 4 | 3 | 1 | |
| 技術職員 | 2 | — | 2 | |

※その他、必要に応じて非常勤講師等を配置しております。

第6 職員の勤務体制

| 職種 | 勤務時間 |
|--------|--------------------|
| 園長及び教諭 | 午前8時30分～午後5時 |
| 技術職員 | 午前8時～午後4時30分までの6時間 |

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第7 教育活動を行う日・時間

(1) 通常の教育時間（教育課程に係る教育）

| 曜日 | 教育時間 | 計 |
|-------|--------------|---------|
| 月 | 午前8時45分～午後2時 | 5時間15分 |
| 火 | 同上 | 同上 |
| 水 | 同上 | 同上 |
| 木 | 同上 | 同上 |
| 金 | 同上 | 同上 |
| 週合計時間 | | 26時間15分 |

※ 年齢や時期に応じて適宜考慮します。

※ 行事等で特別時間（11時30分降園）となる日もあります。

※ 詳細は、毎月の行事予定でお知らせします。

(2) 預かり保育（教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動）

| | 預かり保育時間 | 計 |
|---------------------------|----------------------|------|
| 月～金 | 教育課程に係る教育時間の終了後～午後5時 | 3時間～ |
| 長期休業中 （年末年始・ 盆等を除く） | 午前9時～午後5時 | 8時間 |

※ 園行事等により、開催のない日もあります。

※ 詳細は、毎月の行事予定でお知らせします。

(3) 休業日

| | | |
|--------------|--------|--|
| 長期 休 業 | 学年始休業日 | 4月1日～4月6日まで |
| | 夏季休業日 | 7月21日～8月31日まで |
| | 冬季休業日 | 12月24日～翌年1月6日まで |
| | 学年末休業日 | 3月25日～3月31日まで |
| 振替休業日 | | 運動会や保育参加等の行事を休業日に行うときには、休業日を振り替えることがあります。 ※ 振り替える場合については、別途お知らせします。 |
| 臨時の休業日 | | 非常災害その他急迫の事情があるときや教育の実施上特に必要と認められるときには、臨時に休業日を設けることがあります。 |

(4) 心身に障害のある園児の教育・保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

第8 教育活動の内容

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とします。

本園では、幼稚園教育要領(平成29年3月31日文科科学省告示第62号)及び教育委員会が定める基準に基づき、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めます。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行います。

- (1) 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるように努めます。
- (2) 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として教育のねらいが総合的に達成されるよう努めます。
- (3) 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うように努めます。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成します。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境の構成に努めます。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにするよう努めます。

(4) 一日の流れ

| 時 間 | 活 動 | |
|--|--------------------------|---|
| 8：45～ 9：00 11：30～ 12：00ごろ | ★ 登 園 ★ 指導計画に基づいた教育活動 | ○ 保護者の方と一緒に登園します。 ○ 先生や友達と一緒に遊びます。 ～ ままごと、積み木、ブロック、電車ごっこ、紙や空き箱などを使った製作、かけっこ、砂遊び、鬼ごっこ、自然物を使った遊び、水遊びなど ～ ○ 遊んだあとは片付けをします。 ○ 先生やクラスの友達と一緒に行事や遊びを楽しみます。 ～ みんなで、歌を歌ったり、ゲームを楽しんだりします。～ |
| 12：30ごろ | ★ 昼 食 ★ 指導計画に基づいた教育活動 | ○ クラスの友達や先生と一緒に弁当を食べます。 ○ 昼食後、先生や友達と遊びます。 ～ ボール遊び、フープ、なわとび、滑り台、鉄棒、スクーター、ままごと など ～ |
| 13：30～ 14：00 | | ○ 先生に絵本や紙芝居を読んでもらいます。 ○ 今日の出来事や明日のことを先生と一緒に話合います。 |
| 14：00～ 15：00ごろ | ★ 降 園 ☆ 園庭開放 | ○ 保護者の方と一緒に降園します。 ○ 園庭で保護者の方や友達と遊びます。 ※ 預かり保育を利用するお子さんは預かり保育の部屋へ行きます。 |
| 14：00～ 17：00 | ☆ 預かり保育 | ○ 子育て支援の一環として園で預かり保育を行っています。 |

(5) 年間行事計画

| 月 | 一般行事 | 保健・安全指導行事 | 保護者対象行事 |
|----|--|--|----------------------------|
| 4 | 入園式 第1学期始業式 誕生会 誕生月参観 | 避難訓練(防災頭巾のかぶり方・避難経路の確認) 身体測定(4・5歳児) | 保護者会 学級懇談会 新入園児個人懇談会 |
| 5 | 誕生会 誕生月参観 | 避難訓練(地震) 身体測定(3歳) 内科検診 歯科検診 | |
| 6 | 誕生会 誕生月参観 | 避難訓練(火災) | お家の人と遊ぶ会 |
| 7 | 誕生会(七夕祭り) 誕生月参観 盆踊りの会 1学期終業式 夏季休業 | 避難訓練 (地震・緊急速報) 親子交通安全指導 | 個人懇談会 親子交通安全指導 保護者会 |
| 8 | 登園日 誕生会 | | |
| 9 | 2学期始業式 人形劇観劇会 誕生会 誕生月参観 | 防災訓練・防犯訓練 身体測定 | 防災訓練(帰宅訓練) |
| 10 | 運動会 芋ほり 誕生会 誕生月参観 | 避難訓練(地震・火災) | 運動会 |
| 11 | 誕生会 誕生月参観 | 避難訓練 (預かり保育) (地震・火災) | |
| 12 | 誕生会(クリスマス) 誕生月参観 2学期終業式 冬季休業 | 避難訓練 (地震・緊急速報) | 個人懇談会 保護者会 |
| 1 | 3学期始業式 誕生会 誕生月参観 | 避難訓練(水害、二次避難場所への避難) 身体測定 | |
| 2 | 豆まき 生活発表会 誕生会 誕生月参観 | 避難訓練 (予告なし地震・火災) | 生活発表会 学級懇談会 |
| 3 | 誕生会(ひなまつり) 誕生月参観 あお組をお祝いする会 修了式 第3学期終業式 学年末休業 | 避難訓練(予告なし) | 保護者会 |

○ 月・内容については、変更となる場合もあります。詳細は行事予定でお知らせします。

(6) 障害のある幼児の保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な幼児を幼稚園で受け入れ、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、該当の幼児に対する理解を深めます。

(7) 預かり保育

通常の教育時間後や長期休業期間中などに園児のうち希望者を対象に預かり保育を実施します。

預かり保育では、家庭や地域における幼児の生活を考慮し、落ち着いた家庭的な雰囲気の中で、担当の先生や異年齢の友達と一緒に過ごします。

(8) 子育て支援事業

文化的体験、自然体験、社会体験などの様々な体験を通して、園児の豊かな感性を育む、幼稚園心の教育推進プランを実施しています。

また、未就園児への園舎や園庭の開放や「遊びの会」・子育て相談などの事業を実施します。

※ 子育て支援事業の実施日については、別途お知らせします。

第9 利用料金

教育の実施に要する実費にかかる利用者負担額として、別表に掲げる費用をお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

第10 利用の終了に関する事項

退園の際には、その理由を付して、保護者署名のうえ、園長に届け出てください。

第11 病気・けがへの対応

(1) 園医等

| | |
|-----|-------|
| 園医 | 柴田 恒洋 |
| 歯科医 | 伊豆 修 |
| 薬剤師 | 紀平 久代 |

(2) 災害共済給付制度への加入（任意）

本園では、教育活動中のけが及び通常通りの通園経路でのけが（第三者行為は除く）に備えるため、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の加入をご案内しています。入園時に、加入同意書を提出していただき、一年ごとに掛金をお支払いいただきます。これにより、治療費などが一定額以上の場合、給付金が支給されます。詳細な案内は、入園時にお渡しします。

第12 緊急時等の対応方法

保育を行っているときに園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は下記の医療機関への連絡を行います。

かかりつけ医など、指定の医療機関がある場合には、あらかじめお知らせください。

外科

| | |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 柴田内科クリニック |
| 医師名 | 柴田 恒洋 |
| 所在地 | 名古屋市北区会所町226 |
| 電話番号 | 052-902-6511 |

外科（時間外）

| | |
|---------|----------------|
| 医療機関の名称 | 名古屋北クリニック |
| 医師名 | 細井 正晴 |
| 所在地 | 名古屋市北区丸新町357-1 |
| 電話番号 | 052-902-7001 |

歯科

| | |
|---------|----------------|
| 医療機関の名称 | 伊豆歯科 |
| 医師名 | 伊豆 修 |
| 所在地 | 名古屋市北区喜惣治1-157 |
| 電話番号 | 052-901-7754 |

眼科

| | |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | とうもとクリニック |
| 医師名 | 東本 栄治 |
| 所在地 | 名古屋市北区如意2-95 |
| 電話番号 | 052-909-6700 |

第13 非常災害対策

《震度5強以上の地震が発生した場合》

| 震度5強以上の地震発生時 | 措 置 |
|--------------|--|
| (1) 在園中 | 保育を中止します。安全を確認して園へ迎えに来てください。 |
| (2) 登・降園中 | そのまま帰宅してください。 |
| (3) 在宅中 | 園から連絡があるまでの間、臨時休業とします。 |
| (4) 園外保育 | 出発前、帰園後に発生した場合は、上記(1)の措置を講じます。 出発後に発生した場合は、直ちに情報を集め対応について連絡します。 |

《南海トラフ地震臨時情報（注意・警戒）が発表された場合》

| 南海トラフ地震に関する情報発表時 | 措 置 |
|------------------|--|
| (1) 在園中 | 通常通り保育を実施します。ただし、状況によっては、保育を中止します。その際は、安全を確認して迎えに来てください。 |
| (2) 登・降園中 | 原則として、そのまま登降園してください。 |
| (3) 在宅中 | 園から連絡がない限り、通常通り登園してください。 |
| (4) 園外保育 | (臨時情報注意) 原則として、予定通り実施します。ただし、状況によっては、予定を変更します。 (臨時情報警戒) 出発前に発表された場合、園外保育を中止します。 出発後に発表された場合、園外保育を中止し、園に戻ります。その後の保育は、上記(1)の措置を講じます。 |

《名古屋市に「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合》

| | |
|-----------------------|---|
| 午前6時までに解除されない場合 | 午前中の保育を中止します。 |
| 午前6時から午前11時までに解除された場合 | 午後の保育を行います。 昼食を済ませて午後12時30分に登園してください。 |
| 午前11時を過ぎて解除された場合 | 当日の保育は中止します。 |
| 在園中に発表された場合 | 園児をすぐに降園させます。テレビ・ラジオ等で発表を知ったら周辺状況の安全を確認し、できるだけ早く迎えに来てください。 気象状況によっては園児を園に待機させることもあります。 |
| 登降園中に発表された場合 | そのまま登園（降園）してください。 |

※ 強い台風が名古屋市を通過する確率が非常に高いと前日に判断できる場合は、教育委員会が休園措置を決定します。教育委員会が前日に休園を決定した場合、平日・土日祝を問わず、前日午前12時までに、教育委員会より「保護者連絡アプリ：コドモン」と「教育委員会ホームページ」で休園をお知らせします。

《名古屋市に「レベル4大雨危険警報」「レベル5（大雨・氾濫・土砂災害・高潮）特別警報」「（暴風・波浪・大雪・暴風雪）特別警報」が発表、または楠中学校ブロック内に、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の避難情報が発令された場合》

| | |
|-----------------------|---|
| 午前6時までに解除されない場合 | 午前中の保育を中止します。 |
| 午前6時から午前11時までに解除された場合 | 午後の保育を行います。 昼食を済ませて午後12時30分に登園してください。 |
| 午前11時を過ぎて解除された場合 | 当日の保育は中止します。 |
| 在園中に発表または発令された場合 | 保育を打ち切り、園児は園に待機させます。安全確認後、保護者に「保護者連絡アプリ：コドモン」で連絡をします。保護者または保護者代理が引き取りにいらっしゃった場合は、気象状況や園周辺の状況の安全を十分確認した上で引き渡します。 |
| 登降園中に発表・発令された場合 | そのまま登園（降園）してください。 |

※ 楠中ブロックとは（楠小学区、如意小学区、楠西小学区を指します）

※ 「レベル4大雨危険警報」は、全市的な影響が予想されるため、他の警戒レベル4相当の情報と区別して対応します。

※ 「レベル5氾濫特別警報」は、河川（水位観測所）ごとに発表されますが、名古屋市内のいずれの河川について発表された場合でも同じ対応とします。

《名古屋市に「レベル3大雨警報」、庄内川、新川に「レベル3氾濫警報」が発表された場合》

楠中ブロックに特段の影響が見込まれない限り、原則として平常保育を行います。

※ 地域により、危険度が異なります。自宅付近で危険と思われたら、登園を見合わせ、園まで連絡をしてください。

※ 在園中に発表された場合は、状況に応じて保護者に「保護者連絡アプリ：コドモン」で連絡をして、引き取りにきていただく場合もあります。

《庄内川、新川に「レベル4氾濫危険警報」が発表された場合》

《名古屋市に「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合》または、《名古屋市に「レベル4大雨危険警報」「レベル5（大雨・氾濫・土砂災害・高潮）特別警報」「（暴風・波浪・大雪・暴風雪）特別警報」が発表、または、楠中学校ブロック内に、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の避難情報が発令された場合》と同等の措置をとる場合があります。その際は「保護者連絡アプリ：コドモン」で連絡します。

※ 「暴風警報」や「警戒レベル3相当」等の気象情報は、気象庁が「重大な災害が発生するおそれがある」と予測したタイミングで発令されます。発令されるタイミングは、避難行動などの準備時間を考慮し、危険な現象が起こる数時間前です。

※ 「高齢者等避難（警戒レベル3）」「避難指示（警戒レベル4）」「緊急安全確保（警戒レベル5）」の避難情報は、名古屋市から発令されます。気象庁から出される気象情報や河川管理者が発表する気象・水位情報などを踏まえ、地域の危険度に合わせて発令されます。

◎ 保育を中止する場合、預かり保育も中止します。

| | |
|---------|---|
| 避難訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練は、毎月1回実施します。 ・河川氾濫訓練は、年1回以上実施します。 |
| 非常災害用備蓄 | <ul style="list-style-type: none"> ・園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。 |

《Jアラートを通じて緊急情報が出された場合の対応》

| | |
|-------------------------------|---------------------------------------|
| 1 愛知県に、「発射情報（避難の呼びかけ）」が出された場合 | |
| 登園前 | 自宅で安全確保 続報によって安全が確認できたら、登園 |
| 登園中 | 近くの建物等で安全確保 続報によって安全が確認できたら、そのまま登園 |
| 在園中 | 園で安全確保 |
| 降園中 | 近くの建物等で安全確保 続報によって安全が確認できたら、そのまま降園 |

2 「発射情報（避難の呼びかけ）」に引き続き、「落下予測情報（避難の呼びかけ）」「破壊措置情報（避難の呼びかけ）」「落下推定情報（避難の呼びかけ）」が出された場合

引き続き屋内に避難する必要があるため、自宅待機中の場合は、登園を見合わせ、安全が確認されるまで、休業とします。

園に児童生徒等がいる場合は、安全が確認されるまで、園で待機させます。

登降園中の場合は、安全確保に努めるようお話しください。

いずれの場合も、Jアラートによる続報に注意することが大切です。

3 「発射情報（避難の呼びかけ）」に引き続き、「通過情報（避難解除）」「解除情報（避難解除）」「追加情報（避難解除）」「追加情報（避難一部解除）」が出された場合

屋内に避難する必要がなくなるため、自宅待機中の場合は、学区内の安全を確認し、保護者連絡アプリ：コドモン等で、登園する時刻等についてお知らせします。

園に幼児がいる場合は、通常保育となります。

※「追加情報（避難一部解除）」が出された場合は、解除された地域に該当する場合

第14 虐待防止

当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置するとともに、職員に対し研修を実施します。

第15 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

| | |
|---------------------------------|--|
| 当園苦情相談窓口 | 苦情解決責任者 園長・主任 苦情受付担当者 園長・主任 |
| 名古屋市教育委員会 教育支援部 義務教育課（幼稚園担当） | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話 052-972-4097 FAX 052-972-4177 <受付> 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く) |

第16 その他留意していただきたいこと

- (1) 登降園は、必ず保護者の方が責任を持ち、決められた時間を守り、園児や関係者がよく承知している通園経路で往復しましょう。
- (2) 朝、おおむね37.0℃以上の熱があるなど身体に異常が見られるときは、保育中に症状が進行することが多いので、登園を見合わせていただきますようお願いいたします。
- (3) 学校において予防すべき感染症の疾患の場合は医師の診断をもとに出席停止となります。感染症は法律で定められており、医師の判断をもとに出席停止となります。分かり次第すぐに幼稚園に届けてください。また、医師の許可を受けてから登園してください。

〔主な感染症〕

インフルエンザ・百日咳・麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹・水痘（水ぼうそう）・結核・赤痢・チフス・流行性角結膜炎・流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）・新型コロナウイルス感染症など

- (4) 登降園の時は必ず職員に一言かけてください。
- (5) 欠席の場合は、園が指定する方法で必ず連絡してください。
なお、連絡先やお迎えの人や時間が通常と異なる時は前もって連絡してください。

※ この重要事項説明書の内容は、令和8年6月現在の情報です。

【別表】

1 教育の提供に要する実費に係る利用者負担金（令和8年度の場合）

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|------------|--|-------------|
| 新年度用品代 | パス、氏名ゴム印、名札など、年度の初めに一括購入し、準備します。園児が個人で使用するため、その実費を徴収します。 | 3,000円程度 |
| 用品費及び文房具費 | 教材・用品など、教育活動で使用します。製作したものを園児が持ち帰るため、その実費を徴収します。 | 月額 500円程度 |
| 行事参加費及び会食費 | 運動会、誕生会やクリスマス会等におけるプレゼント、遠足における交通費、会食による弁当等、園児個人に還元するものに係る費用について、その実費を徴収します。 | 月額2,500円程度 |
| その他の費用 | 本園の利用において随時必要とされるものに係る費用であって、園児の保護者に負担させることが適当と認められるものについて、その実費を徴収します。 | その都度本園が定める額 |

※ 金額の変更や上記以外の実費徴収の必要がある場合には、あらかじめ、その内容、負担を求める理由及び目的、金額について、書面によって明らかにした上で、ご説明します。

2 預かり保育にかかる利用者負担

| 項目 | 預かり時間 | 金額 |
|-----------|--------|----------|
| 預かり保育利用料 | 3 時間まで | 日額250円 |
| | 6 時間まで | 日額500円 |
| | 8 時間まで | 日額700円 |
| おやつ1回・教材費 | — | 日額100円程度 |

※ 「保育の必要性の認定（施設等利用給付2号認定）」について申請し認定を受けた方は、利用日数に応じて最大月額11,300円まで「預かり保育利用料」が無償化されます（「おやつ代・教材費」は無償化の対象外）。この場合は、上記表に基づく額を一度お支払いいただいた後、無償化の対象額について名古屋市（名古屋市在住の場合）から保護者の方にお支払いすることとなります。

3 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る利用者負担額

年額205円